

受託単価規程

株式会社ノーベル

2025年9月1日制定適用

第1条（目的）官公庁・行政機関等からの受託事業における人件費単価について、職務区分に応じて以下の通り基準日額および基準時間単価を以って定める。

第2条（受託単価算出）責任者および担当者の受託単価の算出を以下の通りとする。

受託単価基準（単位：円、税抜き）

職務区分	基準日額(円)	基準時間単価(円)
役員以上	90,000	15,000
部長以上	75,000	12,000
一般技術者 A	60,000	9,000
一般技術者 B	50,000	8,000

※上記は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度などによって増減する場合がある。

※基準日額の稼働時間は7時間を想定するものとする。

※移動時間についても、稼働時間に含むこととする。